

# 甲府法人会 たより



櫛形山から望む富士山と鐘楼「広報委員撮影」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和2年11月

第148号

題字 高野会長



URL. <http://www.kofu-hojinkai.jp> E-mail. [info@kofu-hojinkai.jp](mailto:info@kofu-hojinkai.jp)

## 主な内容

- 租税教育活動で地域を元気に!!
- 甲府税務署との意見交換会
- 親子で学ぶ税金教室
- 令和3年度税制改正に関する提言
- 法律相談 Q&A
- 税務相談 Q&A



# 甲府税務署との意見交換会

～佐伯署長ほか新幹部職員をお招きして～

七月の東京国税局の人事異動に伴い、甲府税務署においても新幹部職員の皆様が着任されました。

例年、新幹部職員の皆様と当会の役員が一堂に会して意見交換会を開催しておりますが、今回は新型コロナウイルス感染防止対策として規模を縮小し、8月5日に甲府法人会館において開催しました。

当会は高野会長をはじめ、5名の副会長と青年部会長・女性部会長が出席、甲府税務署は佐伯署長をはじめ法人会関係部門の幹部職員のご出席をいただきました。

意見交換会では、深澤女性部会長が点ててくださったお茶をいただいた後、高野会長と佐伯署長のご挨拶から始まり、法人会の出席者が自己紹介、また税務署の方々からも自己紹介をしていただき、山梨県の印象などをお伺いました。さらに山梨県の名所などを紹介する映像をご覧いただいてから意見交換に入り、税務行政や租税教育活動など法人会の各種活動について、和やかな雰囲気の

中、活発な意見交換を行うことができました。

意見交換会終了後には、甲府税務署の皆様に「登録有形文化財」である甲府法人会館を見学していただきました。

例年とは違った形での開催となりましたが、税務署と法人会とのつながりを確実なものとすることができます。



佐伯署長（左）と高野会長（右）

山梨県連主催の「スキルアップセミナー」は9月9日に中堅社員、10月13日に管理職を対象として開催されました。今回も新型コロナウイルス感染防止対策を行い、両日あわせて県内各地の法人会会員企業様から約40名が参加されました。

中堅社員を対象としたセミナーでは、山梨中銀経営コンサルティング株式会社の佐野さんが講師は務められ、チームのモチベーションをアップさせる方法などコミュニケーション能力・チーム力を高めるため的具体的な方法などについてお話ししたりとともにグループワークを取り入れました。



川野部長の講演



グループディスカッション

## 『スキルアップセミナー（女性社員向け）、第3回（管理職向け）』

長とテレビ山梨営業局事業部の川野千佐部長から、女性ならではの現場でのご苦労などをお話しいただきました。さらに山梨中銀経営コンサルティング株式会社の岡本部長からリーダーに求められる役割やコーチングの基本的な考え方などについてお話をいただきました。グループディスカッションには、田村支店長と川野部長にも入っていただき、直接意見を交換できるなど充実したセミナーとなりました。

次年度の同セミナーについても多数のご参加をいただけるよう内容をさらに充実させていく方針です。

## 青年部会主催 「親子で学ぶ税金教室」



オンライン中継

青年部会では新たな取り組みとして「親子で学ぶ税金教室」を実施しました。当初は児童の家族が、税金が使われている公共施設を見学し、「税の社会における役割とその大切さ」にふれていた。だが企画でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、集まつての開催は困難と判断し、オンラインでの開催に切り替えて8月15日に実施しました。

オンライン中継

甲府法人会館から中継したオンライン（zoomを利用）には、23組の親子から申し込みをいただきました。当日の内容は、青年部会員が小学校を訪問して実施している「税金教室」を実演した後、山梨県の森林環境部の担当者に森林環境税とその取り組みをご紹介いただきました。そして児童に代わり、事前にヴァン君とケンタ（法人会キャラクター）が見学した公共施設（山梨県議会議事堂、山梨県立図書館、山梨県警察本部）の映像を視聴していただきました。みんなが納めている税金が、どのような施設のどんな事に使われているのかを分かりやすく紹介することができました。児童はとても興味を持つて取り組んでください、活発な質疑が行えました。

さらに参加した児童から「税の使いみち」に関する意見を提出してもいい、その中から5名の児童を選出し、長崎知事と山田議長からは講評もいただき、児童の税に対する意識の高さと児童ならではの視点からの考えにとても関心を寄せられていました。

甲府法人会館から中継したオンライン（zoomを利用）には、23組の親子から申し込みをいただきました。当日の内容は、青年部会員が小学校を訪問して実施している「税金教室」を実演した後、山梨県の森林環境部の担当者に森林環境税とその取り組みをご紹介いただきました。そして児童に代わり、事前にヴァン君とケンタ（法人会キャラクター）が見学した公共施設（山梨県議会議事堂、山梨県立図書館、山梨県警察本部）の映像を視聴していただきました。みんなが納めている税金が、どのような施設のどんな事に使われているのかを分かりやすく紹介することができました。児童はとても興味を持つて取り組んでください、活発な質疑が行えました。

意見発表当日は、山梨県の長崎知事、県議会の山田議長にもご出席いただきました。児童からは新型コロナウイルスに関することや教育に関すること、さらには健康に関することなどが発表されました。この発表に対して、長崎知事と山田議長が児童に質問する場面もあり、児童は緊張する中、質問にも考え方をきちんと整理して、自分の言葉で受け答えをしていました。



山梨県議会議事堂での児童の意見発表



意見発表後の記念撮影



児童に質問をされる長崎知事と山田議長

し、山梨県議会議事堂において、自らが考える税の使いみちの意見を発表していただきました。

普段では立ち入ることのできない議場での発表は、児童にとってとても貴重な体験となり、当会にとって有意義な事業となりました。



## 法人会からの提言

# コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます!

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。先ずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を越し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等についても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。

## 令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
  - 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

## はじめに

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的流行に飲み込まれ、未曾有ともいえる危機的事態に直面した。感染リスク防止など社会的要因により、需要が一気に蒸発するなど経済社会活動がほとんど機能不全に陥つたのである。

た。追加発行された国債の返済計画についても明確な言及はなかつた。新型コロナ対策については先進各國も多額の国債を発行しているが、多くの国は返済計画の議論に入つており、我が国の財政規律の緩さが際立つてゐる。せめて返済財源については新型コロナ収束後を見据えつつ、現世代の負担で解消するよう早急に議論を開始すべきであろう。

今回のコロナ禍では、ほかにも我が国経済の弱点があらわになつた。デジタル化対応の遅れや中小企業をはじめとした経営基盤の脆弱さなどである。コロナ収束後に向け、禍を転じて福となすべく規制改革や税財政上の対応を積極的に進め経済再生に取り組まねばならない。

## 基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

スの存在を前提とした「新しい日常」への対応を余儀なくされている。こうした状況を背景に税財政改革が一時棚上げ状態となる中、新型コロナ対策を目的とした二次にわたる今年度補正予算で約58兆円近い赤字国債を追加発行するなど、財政の悪化は急速かつ深刻化する形となつた。しかも本年の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針2020)は、国家的課題である財政健全化について、堅持してきた2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=P.B.)黒字化目標を明記しなかつ

ている。

すでに、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産（GDP）の2倍と、先進國の中で突出して悪化している。歴代政権の多くが社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランスを放置し、平時でさえも財政健全化を怠ってきた結果である。

そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされるわけである。いくら使途が国民生活支援と中小企業をはじめとした企業の収入補填などの危機対応策が不可欠だつたとはいえ、財政規律は完全にタガが外れた状態と言わざるをえない。このままでは財政破綻が現実のものとなろう。返すがえすも財政健全化に対するこれまでの政治の怠慢が悔やまる。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改

革に取り組むことが求められよう。

## 1. 新型コロナウイルスへの対応 と財政健全化

新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図つていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要である。

また、新型コロナ対応で先進各国に比べて遅れが目立つたデジタル化も早急に推進せねばならない。例えば金融や医療、勤務形態などだが、これらは生産性向上に資する分野でもあり、思い切った規制緩和や意識改革が必要になる。

一方で、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地方を合わせたPB赤字はGDP比12・8%の67・5兆円と昨年度の赤字14・5兆円、GDP比2・6%から急激に悪化した。

本年7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」によ

ると、今後の見通しも極めて厳しい。政府が財政健全化目標としていた2025年度のPB黒字化に向けた2021年度の中間目標「PB赤字対GDP比1・5%程度」などはクリア不可能となつた。

2025年度の黒字化目標についても、成長実現ケースで7・3兆円、対GDP比1・1%の赤字が残り、黒字化は2029年度へと大きく後退するとみている。しかも、この試算は名目経済成長率を3%台と民間予測を大幅に上回る甘い経済前提から導いた数字なのである。

しかし、2025年度PB黒字化の目標を簡単に放棄してはならない。試算は今後我が国が取り組まねばならない本格的な税財政改革を想定したものではないし、新型コロナ対策で追加発行された多額の国債の影響を直接的に受けるわけでもない。なぜなら、PBは財政收支や債務残高対GDP比などの指標と違つて国債に関する収支を除外して計算する単年度収支だからである。

我が国は2022年度から団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれている。本来なら、「社会保障と税の一体改革」で予定された消費税率引き上げ時期などを先送りせねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改

かねばならなかつたのである。

コロナ禍というまつたく予期せぬ事態に襲われたとはいえ、ドイツなど先進國の多くはそれによつて生じた政府債務の負担のあり方について議論に入つてゐる。財政悪化が際立つ我が国がそこから逃げることは許されまい。新型コロナが落ち着いたら、すぐに本格的な税財政改革に乗り出せるよう準備をすることである。

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るために支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピード化への対応や大胆な規制緩和をデイーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもつて行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた

施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然增收を前提とすることなく、また歳出についても聖域を設けずに分野別具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2020年度現在は約127兆円）に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

この問題は財政と表裏一体をなす最も大きな課題といえる。社会保障給付費は公費と保険料で構成されおり、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

今国会では年金改革法が成立し、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方等が見直された。しかし、こうした措置では極めて不十分であり、新型コロナ収束後は大胆に医療・介護分野の改革に切り込んでいくべきだろう。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付よりも、子育て支援に関する必要な施策を講じる必要がある。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するため診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

(4) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

(5) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

国民の生活に過重な負担がかかっている。今般の国会議員の歳費2割削減は国民への配慮とされたが、この程度では極めて不十分であり小手先のパフォーマンスとの誹りは免れない。地方議員も国会議員以上の報酬削減が求められる。

新型コロナウイルス対策について走っているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は明らかになり、国民の不満と不信感は近いほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「ま

す隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

#### (1) 国・地方における議員定数の大

##### 胆な削減、歳費の抑制。

#### (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・

地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

#### (3) 特別会計と独立行政法人の無駄

の削減。

#### (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになつた。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

### 1. 法人税関係

#### II 中小企業が事業継続するための税制措置

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらに、e-Taxやe-LTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きにもつながろう。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題である。たとえばデジタル化によって世帯収入などさまざまなデータが迅速に収集できれば、社会保障や税の新たな制度設計などに役立つからだが、それに伴う広範な国民的議論も必要となる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるとのおり制度を拡充したうえで原則化すべきである。

#### ① 中小企業投資促進税制について

#### (4) 役員給与の損金算入の拡充

#### ① 役員給与は原則損金算入とすべき

そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

は、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなつては、特例措置の適用期限を延長する。

#### ② 少額減価償却資産の取得価額の

#### 損金算入の特例措置について

損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

#### ③ 中小企業の設備投資支援措置

#### 中小企業経営強化税制（中小

企業等経営強化法）や、中小企

業が取得する償却資産に係る固

定資産税の特例（生産性向上特

別措置法）等を適用するに当たつ

ては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）

が迫つた申請や認定について弾

力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、

および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災

投資促進税制（中小企業強靭化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となつていることから、適用期限を延長する。

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

(2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

## 2. 消費税関係

- (1) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじましで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれら事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対する特段の配慮が求められる。
- (4) 令和5年10月からの「適格請求

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の

新型コロナにより、中小企業が

多大な影響を受けていることを

考慮すると、同特別措置の適用

期限を延長するとともに、引き

続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となつている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対する特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求

書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまることのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弹力的な対応が求められる。

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれら事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては

時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

#### 4. 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

#### 5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていたことから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課

税方式を抜本的に見直すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 債却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対し安易な課税は行うべきではない。

#### 6. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)

の利用件数は年々拡大ってきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(e-TAX)とのシステム連携を図る必要がある。

### III 地方のあり方

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくかなければ真の活性化にはつながらないからである。

こうした視点に立つて、近年、そのあり方が問われている「ふるさと納税制度」をみてみよう。今般の制度改正では過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体を制度の対象外にすることができるよう見直しが行われた。これを不服とした一部自治体が国に対する訴訟で勝訴したが、争点はあくまで制度の運用についてであり、制度そのものではなかつたことに留意すべきであろう。

そもそも、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、本来の趣旨に沿つたさらなる見直しが必要である。

また、新型コロナ対策の財源をめぐる議論では、地方の財源不足のみが強調されがちだが、財政的には国の方がはるかに悪化している事実を忘れてはならない。緊急時である現在は国の支援が欠かせないにしても、今後の税財政改革には感情的ではない冷静かつ客観的な議論が必要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術

の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要があり。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入つたが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たつてはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本

の行政に対するチエック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入つたが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たつてはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本

見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つ

大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立つた適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

## V その他

### 1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るために、國税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

### 2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図つていく必要がある。

# 法律相談



【法律相談Q&amp;A】

## 自筆証書遺言書

### 保管制度について

なままま遺産分割を行つてしまふおそれもあります。

0円を支払う必要がありますが、保管期間の長短にかかわらず、これ以外に保管費用はかかりません。

そこで、遺言者の申請により法務局が自筆証書遺言書の原本を保管し、これを画像データ化してその情報を管理するものとし、遺言者の死後は、保管されている遺言書の閲覧や当該遺言書に関する証明書の交付を相続人が請求できるようにしました。

また、保管の申請をできる遺言書は、法務省令で定める様式に従つて作成した無封のものであります。これについては、法務省のホームページに注意事項や様式例がありますので、御参照ください。

([http://www.moj.go.jp/MIN/JI/minji06\\_00057.html](http://www.moj.go.jp/MIN/JI/minji06_00057.html))



Q 遺言書を保管する制度が新設されたと聞きました。どのような制度なのか教えてください。

#### 1 制度の趣旨

遺言には、特別の方式のものを除くと、自筆証書遺言、公正証書遺言そして秘密証書遺言の三種類がありますが、このうち、自筆証書遺言がこの制度の対象となります。

#### 2 制度の内容

この制度を利用するためには、遺言者が遺言書を作成し、法務局（遺言書保管所）に申請の予約（専用の予約サイトもあります。）をした上で、本人が直接

出向く必要があります。申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者の所有する不動産の所在地を管轄する法務局のいずれにしてもかまいませんが、代りにしてもかまいませんが、代りにしていた遺言書が紛失し、又は一部の相続人により廃棄、改ざんされるなどのリスクがあり、相続人が遺言書の存在に気が付かです。

の保管等に関する法律が新たに制定され、今年の7月10日に施行されました。高齢化社会のますますの進展を踏まえ、相続をめぐる紛争を防止するため、自筆証書遺言の遺言書を保管する制度を新たに設けたものです。

法務局における遺言書の保管等に関する法律が新たに制定され、今年の7月10日に施行されました。高齢化社会のますますの進展を踏まえ、相続をめぐる紛争を防止するため、自筆証書遺言の遺言書を保管する制度を新たに設けたものです。

自筆証書遺言は、自分一人で作成できるので簡便で、特に費用もかからず利用しやすい反面、その作成や保管に第三者が関与しないことから、自宅で保管していた遺言書が紛失し、又は一部の相続人により廃棄、改ざんされるなどのリスクがあり、相続人が遺言書の存在に気が付かです。

関して誤りが生じやすく、遺言の効力に疑問が生じることも少なくないため、外形的にであつても方式のチェックを受けられることは、遺言者にとつて大きなメリットになるとと思われます。

保管申請がされた遺言書については、遺言書保管所の施設内に原本が保管されるほか、その情報が画像データ化されて管理されることになります。

遺言者の相続人等は、遺言者が死亡した後、遺言書の画像情報等を用いた証明書である遺言情報証明書の交付請求や遺言書の閲覧請求を行うことにより、遺言書の内容を確認することができます。その際には、例えば相続人が請求する場合には、添付書類として遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍（除籍）謄本、請求人の住民票の写し、遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本が必要です。また、これらの手続がとられた場合には、他の相続人や受遺者ら

に、当該遺言書を保管している旨の通知がされることになつています。

なお、遺言者の生存中は、遺言者のみが保管されている遺言書の閲覧することができ、遺言者以外の者が当該遺言書について遺言書保管所から情報を得ることはできません。

### 3 注意点

以上のとおり、新設された自筆証書遺言書保管制度は利用者にとってメリットが大きいものですが、法務局で確認されるのは方式に適合しているかという形式的な部分に限られ、遺言の実質的な内容についてはチェックされませんし、相談することもできません。この点については十分に注意し、場合によっては遺言の内容について事前に専門家に相談するなど、慎重に検討することが必要です。

#### 7つの間違い探し



#### パズル・数独

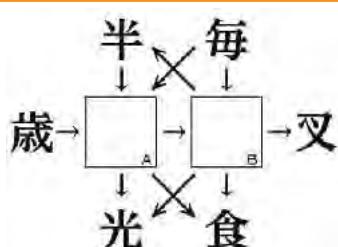
※ルール①：まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。  
ルール②：タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた $3 \times 3$ のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

	7		9
5		6 3	
8 1		2	7
4		9	1
8		6	
3	2		8
7		9	1 6
	2 8	1	
4			

#### パズル・熟語づくり

※矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。



答えは18ページにあります

# 税務相談

【税務相談Q&A】

## コロナ禍支援策として受け取った 給付金等の経理処理について



東京地方税理士会甲府支部

税理士 野中 孝憲

新型コロナウイルスの感染拡大により、国及び地方公共団体等において事業者を支援するため各種の給付金制度が設けられています。法人及び個人事業主が受けられる給付金等として、代表的なものは以下になります。

- ①給付金：持続化給付金、家賃支援給付金
- ②助成金：雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金
- ③補助金：小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金

ここで①～③の給付金等を受け取った際の経理処理の注意点を解説します。

**Q 受け取った給付金等には税金がかかるのでしょうか？**

上記の給付金等は、法人税及び所得税法上、非課税措置が設けられていませんので収益として計上する必要があります。会計処理としては本業以外の収入として「雑収入」として処理することが考えられます。消費税の取扱いは、対価性のないものであるため不課税として処理します。

次に、「雇用調整助成金」の場合、先に社員に支払った休業手当をもとに支給されます。一定の支給基準を満たす場合に原則支給されるものとのことですので、支給決定通知に基づき収益を計上することになります。

なお、上記の給付金等の例外として個人向け給付である「特別定額給付金（10万円給付金）」は、所得税を非課税とする措置が設けられたため、個人の収益に含める必要はありません。

**Q 収益計上の注意点を教えてください**

まずは、給付金・補助金等の申請規程、交付要綱等の内容を十分に確認する必要があります。その上で、給付金等の内容に基づき収益計上を判断する必要があります。

「持続化給付金」の場合は、一定の支給基準（前年同月比で売上高が50%以下の場合）を満たす場合に原則支給されるものであり、給付金の支給決定通知に基づき収益を計上することになります。「家賃支援給付金」も同様の処理となります。

ただし、補助金の支給対象が固定資産の取得に加えて一定の経費も対象となる場合（もしくは経費のみを対象とする場合）は注意が必要です。対象となる固定資産を先行取得した場合は原則通り補助金確定通知により収益を計上しますが、対象が一定の経費として先行支出した場合は事業年度末までに補助金確定通知がなくても、先行の「雇用調整助成金」の取扱いと同様に決算期末に見積りで収益を計上する必要があります。

には見積りで収益を計上する必要があります。「小学校休業等対応助成金」も同様の処理となります。

また、「補助金」の場合は、最初に制度で定められた支給要件を満たすか否かの審査があり、補助金の交付決定が通知された後に（この時点では補助金は支給されません）、補助事業を実施するための資産の取得又は経費の先行支出が発生します。その後、実施した補助事業の報告、内容の検査を受け補助金が支給されます。したがって、補助金確定通知に基づき収益を計上することになります。

## ◆おわりに

今回は代表的な給付金等の処理について解説しましたが、他の給付金等を受け取った場合においても、申請規程・交付要綱等の内容を十分に確認した上で、上記の類型での処理を検討することになります。

新型コロナウイルス感染症によって事業に影響を受けた場合には、給付金等の支援策の他にも、税務上の対応として納税の猶予などがあります。国税庁HP内にある「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」などもご参照ください。

最後に、依然としてコロナ禍は続いておりますが、給付金等を積極的に活用していただき、皆様の事業が末永く継続されるのを切に願ております。

## 日本型リーダーシップ、要点は「身の丈」

株アルティスター人材開発研究所  
代表 玄間千映子

ビジョンを示し、情報を集め、戦略を立て、権限を割り振り等するのが社員を積極的に行動させるために必要なリーダーシップだと、海の向こうからは聞こえてくる。しかし、観光業界注目の星野リゾートの社長・星野佳路氏は、「経営者の背中を社員に示すことこそ、自発型社員を生み出すリーダーシップの要点だ」という。

星野氏はリーダーシップに必要なこととして、①共感を得るコミュニケーション力、②事実を正確に把握する力、③決断する力、④率直さ、

⑤質素儉約の5つを上げている。いずれも”そうそう”とうなづけるものばかりだけれど、⑤の「質素儉約」に目が留まつた。ここでいう「質素儉約」とは、単なる節約ではなく、要は「身の丈」のことを指している。

星野氏は自身の経営を通じて、社員の目を意識しないことはないといふ。社員は常に経営者の本気度を探つており、それに応えることを経営者

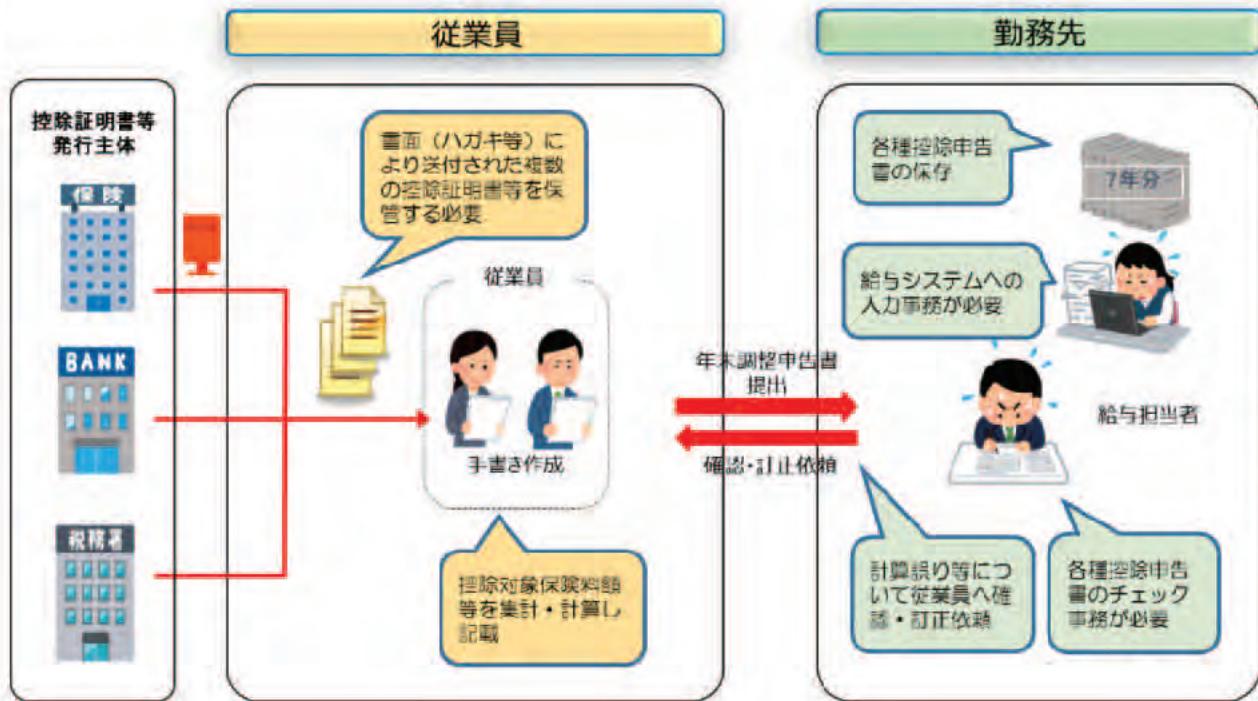
に求めてくるというのだ。給料を高めるには、売り上げを上げ、費用をコントロールし、そして利益を最大化することだということは、社員も十分知っている。そのため、社員は自分たちの給料が上がるよりも、自分たちが業務遂行という活動に賛同し、参画するということを一生懸命行つた結果、その結果を経営者は自分たちの納得のいくように扱うかに関心があるというのだ。

経営者がどんな車に乗つているか、どんな時計をしているか、どんなレストランに行つているかとか、それら経営者自身の生活は本当に事業に活力を与えることや利益の最大化に繋がつているのか、ということを社員は必ず問う、という。

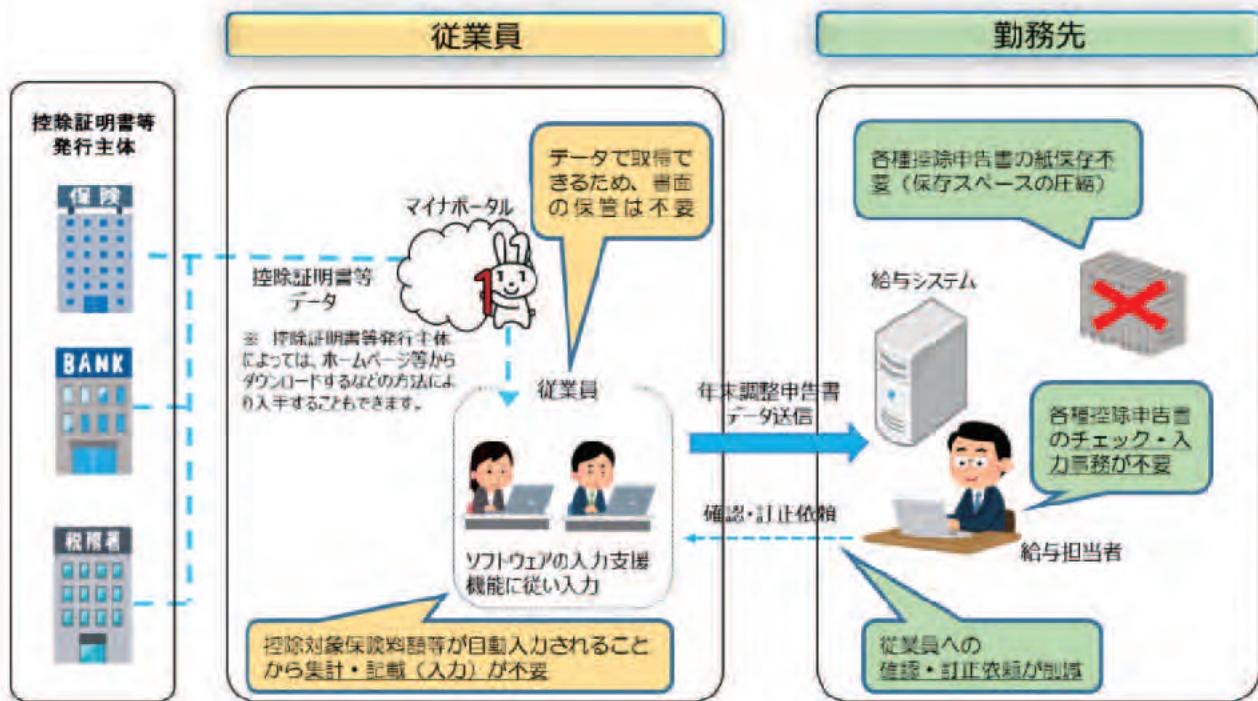
社員は経営者の「背中」に、反応するという。この視点は奴隸制を歴史に抱え、金銭的報酬と一体になつたりーダー論を開拓している欧米のような社会では気付かれにくい。しかし、搾取はされたくないというのは、国をまたいだ人間心理に基づいている。ひょつとしたら、職場の中でもグローバル化が加速する今日、有効なリーダーシップ論のキーワードは日本にあるのかもしれない。

## 年末調整手続の電子化概要図

これまで（電子化前）



令和2年10月以降（電子化後）



# 年末調整手続の電子化をご検討の方へ

## 令和2年分からの 年末調整手続の電子化について ~スケジュール編~

### 年末調整手続の電子化とは

令和2年10月以降、年末調整手続の電子化によるバックオフィス業務の簡便化ができるようになります。



### スケジュール例(令和2年12月まで)

※年調ソフトを利用した場合

令和2年分の年末調整電子化に向けたスケジュール案です。具体的な内容については、対応するパンフレットをご覧ください。

	対応パンフ	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国税庁からの情報提供等	—	★FAQ(公開済)			★パンフレット ★年調ソフト プロトタイプ公開	★マイナポータル連携 接続テスト開始			★年調ソフト公開 ★マイナポータル連携 サービス開始		

#### [勤務先側の準備]

従業員へマイナンバーカード取得依頼		[Timeline: Starts in March, continues through September, then dashed line to October]									
実施方法の検討		[Timeline: Starts in April, ends in July]									
給与システムの改修等		[Timeline: Starts in May, ends in August]									
税務署への届出		[Timeline: Starts in June, ends in September]									
従業員へ年末調整実施手順を周知		[Timeline: Starts in July, ends in October]									
年税額計算・精算処理	—	[Timeline: Starts in August, ends in November]									

#### [従業員側の準備]

マイナンバーカードの取得		[Timeline: Starts in April, continues through December]									
年調ソフトの取得*		[Timeline: Starts in May, ends in October]									
保険会社等とマイナポータルとの紐づけ作業		[Timeline: Starts in June, ends in November]									
控除証明書等データの取得		[Timeline: Starts in July, ends in December]									
控除申告書データ作成・提出		[Timeline: Starts in August, ends in December]									

\* 勤務先が控除申告書データを作成するためのアプリを配付する場合は「年調ソフトの取得」は不要となります。

## 山梨県からのお知らせ

# エルタックス・eLTAX（地方税ポータルシステム） ～便利！簡単！なeLTAXをご活用ください～

地方税共同機構が運営するeLTAX（エルタックス）を利用すれば、法人県民税・法人事業税の申告や納税、法人の設立・設置届等の手続きを、総合県税事務所窓口等に足を運ばずに、オフィスや自宅からインターネットで行うことができます。ぜひ、ご活用ください。

### 1.eLTAXのメリット

- インターネットで簡単に申告・納税できます。
- 複数の地方公共団体に一括して納税することができ、金融機関等へ出向く必要がなくなります。
- eLTAX、PCdeskのチェック機能により、入力誤り等を防止することができます。

### 2.県税で利用できる主な手続き

- 電子申告（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税）  
※令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、大法人はeLTAXによる電子申告が義務化されています。
- 電子申請・届出（法人設立・設置届出・異動届・申告書の提出期限の延長等の届出書・承認申請書）
- 電子納税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税 ※延滞金、加算金も納付できます。）

### 3.eLTAXの利用可能時間

8時30分～24時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

### 4.ご注意ください

eLTAXを利用して納税された場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関等の窓口で納税してください。

また、納税後に最大14日間は納税確認ができないため、納税証明書がすぐに必要な場合は、金融機関窓口等で納付して領収証書を受け取ってください。（納税証明書交付請求の際に必要となります。）

### 5.お問い合わせ先

★eLTAXの最新の情報につきましては、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧いただき、ご不明な点はeLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

- 電話 0570-081459  
〔受付：9時～17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）〕

### 関連情報

★国税ではインターネットなどから納税や申告ができる国税電子申告・納税システム（e-Tax・イータックス）を運用しています。詳しくは、e-Tax（イータックス）のホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）または、ヘルプデスク電話：0570-01-5901（eコクゼイ）までお問い合わせください。

#### ○問い合わせ先

山梨県総務部税務課 TEL:055-223-1358

## 甲府法人会より

新入会員紹介（令和2年8月～10月）

(順不動・敬称略)

株式会社 BHURA GEMS 代表者 ブフラ アンシュル 住所 甲府市下小河原町155-6	株式会社 遠山電機サービス 代表者 遠山 晃朗 住所 甲府市住吉2-6-16
株式会社 城南ロードサービス 代表者 中村 貞明 住所 甲府市西下条町1330	医療法人 立星会 代表者 星野 和實 住所 甲府市住吉5-24-14
株式会社 保険ドリーム 代表者 内藤 広文 住所 甲府市相生2-18-4	株式会社 P r o u d 代表者 滝口 功 住所 中巨摩郡昭和町河西1638-13
ジェムセンター 有限会社 代表者 プニット ジェイン 住所 甲府市青沼2-6-1 2階	株式会社 アルティ 代表者 原田 由起彦 住所 甲府市湯田2-9-8
株式会社 田中熱工 代表者 田中 正樹 住所 甲府市上今井町2117-10	塩谷正夫税理士事務所 代表者 塩谷 正夫 住所 南アルプス市野牛島192-28
井上会計事務所 代表者 井上 一也 住所 中巨摩郡昭和町河西629-11	植松三文税理士事務所 代表者 植松 三文 住所 甲府市丸の内2-8-3 丸和ビル4階
一徹工業 代表者 関本 徹 住所 笛吹市石和町上平井907-2	一般社団法人 菱崎市観光協会 代表者 高野 豊村 住所 菱崎市水神1-3-1

## 「小学生の税に関する習字展」入賞作品の展示のお知らせ

## 優秀賞の作品（27作品）の展示

展示場所	展示期間
甲府駅北口ペデストリアンデッキ	令和2年11月11日(水)～17日(火)
甲府合同庁舎1階(甲府駅北口)	令和2年11月11日(水)～令和3年10月
甲府法人会館2階	令和2年11月11日(水)～令和3年10月

優秀賞の作品（27作品）及び佳作の作品（74作品）の展示予定場所

展示場所	展示期間
オギノリバーシティショッピングセンター	令和2年11月12日(木)～29日(日)
山梨中央銀行 柳町支店	令和2年12月1日(火)～令和3年1月4日(月)
韮崎市役所 1階 口ビー	令和3年1月5日(火)～12日(火)
甲府市役所 1階 市民活動室	令和3年1月18日(月)～22日(金)
YCC県民文化ホール	令和3年3月1日(月)～31日(水)

\*優秀作品の紹介は、次号（令和3年1月発行）に掲載いたします。

**新設法人説明会**  
1月22日 甲府法人会館

**決算法人説明会**  
1月19日 甲府記念日ホテル  
12月7日 甲府市総合市民会館

**新春講演会**  
1月15日 甲府市総合市民会館

**源泉部会講習会**  
(第6回 最終講座)  
12月13日 山梨中銀スタジアム

**少年サッカー・税金教室**  
1月21日 アピオ甲府

**行事予定**

**7つの間違い探しの答え**

①雲 (左上) ②富士山の形  
④着物のヒモ ⑤扇 (左下) ③頭巾の後ろ  
⑦背負つてある箱の長さ ⑥裾巾 (中央下)

**パズル・数独の答え**  
1 2 (7 + 5)

**パズル・熟語づくりの答え**  
A …月、 B …夜

P14

2	3	4	7	5	8	1	6	9
7	9	5	1	4	6	3	2	8
8	1	6	9	2	3	4	7	5
6	4	7	3	8	9	2	5	1
9	2	8	5	1	⑦	6	4	3
3	5	1	2	6	4	9	8	7
5	7	3	4	9	2	8	1	6
1	6	2	8	3	5	7	9	4
4	8	9	6	7	1	⑤	3	2

発行所  
株式会社年以内  
印 刷 所  
甲 府 市 中 心  
広 報 委 員 長  
甲 府 法 人 会  
公 益 团 法 人  
T E L 0 5 5 4  
16 田 5 1 2 1 2  
11 日 7 2 1 7 7 7 4  
発行所  
甲 府 市 中 心  
広 報 委 員 長  
甲 府 法 人 会  
公 益 团 法 人  
T E L 0 5 5 4  
16 田 5 1 2 1 2  
11 日 7 2 1 7 7 7 4



**Nirasaki Honcho**  
Transportation  
**韮崎本助運送株式会社**



韮崎本町運送  
ウェブサイト



韮崎本町運送  
Facebookページ

最新情報は弊社ウェブサイト・facebookページをチェック!  
〒407-0024 山梨県韮崎市本町四丁目4番23号  
電話 (0551) 22-2355 FAX (0551) 22-7999

これからも生活を彩るモビリティを提案し  
地域に根差した活動を続けてゆきます

**HARRIER**

△吉字屋グループ  
**山梨トヨペット株式会社**

本社：甲府市酒折1丁目10-32 電話：055-235-0101（代）